

○宇城市文化ホール条例施行規則〔生涯学習課〕

平成18年3月28日

教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇城市文化ホール条例（平成18年宇城市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第5条第1項の規定により文化ホールを使用しようとする者は、宇城市文化ホール使用許可申請書（様式第1号）により、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の使用許可申請書は、次に定める期間内に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 文化ホールについては、使用開始の日の属する月の1年前の月の1日から使用開始の日の14日前（休館日の場合は、その翌日）まで

(2) 松橋文化ホールのその他の施設については、使用開始の日の属する月の2月前の月の1日から使用開始の日の3日前（休館日の場合は、その翌日）まで
ただし、文化ホールに関連して使用する場合は、前号の規定を適用する。

(3) 前項の使用許可申請書は、各月ごとに提出しなければならない。ただし、使用日が翌月にわたる場合は、その使用開始の日の属する月においてのみ申請するものとする。

3 第1項の使用許可申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(使用の日数)

第3条 文化ホールの使用日数は、同一の利用者につき、引き続き3日を超えた使用をすることができない。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、その使用の許可をすることができる。

(使用許可等の交付)

第4条 教育委員会は、第2条第1項の許可をしたときは、宇城市文化ホール使用許可書（様式第2号）（以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 第2条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、使用許可書を、入退場のとき又は係員の要求があったときに、これを提示しなければならない。

(許可事項の変更)

第5条 利用者は、許可された事項を変更しようとするときは、次に定める期日までに宇城市文化ホール使用変更許可申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 文化ホールについては、許可を受けている使用の日の14日前（休館日の場合は、その翌日）

(2) 松橋文化ホールのその他の施設については、許可を受けている使用の日の3日前（休館日の場合は、その翌日）

(3) 附属設備については、許可を受けている使用の日

2 教育委員会は、使用の変更許可をする場合は、宇城市文化ホール使用変更許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（使用許可の取消し）

第6条 使用者は、文化ホールの使用を取り消そうとするときは、宇城市文化ホール使用取消許可申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、宇城市文化ホール使用取消許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（附属設備使用料）

第7条 条例第8条第3項の附属設備使用料は、別表に定める額とする。

（使用料の返還）

第8条 条例第8条第4項ただし書の規定により使用料を返還する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用不能になったとき 全額

(2) 条例第6条第1項第5号の規定により許可を取り消したとき 全額

(3) 次の表の区分により使用の変更又は取消しを申し出て、教育委員会が認めるとき

使用区分	申出区分	返還額
文化ホール	使用日の1月前まで（休館日の場合は、その翌日）	全額
	使用日の14日前まで（休館日の場合は、その翌日）	5割相当額
その他の施設	使用日の14日前まで（休館日の場合は、その翌日）	全額
	使用日の3日前まで（休館日の場合は、その翌日）	5割相当額

(4) 第7条に定める附属設備を使用しなくなったとき 全額

(5) 第5条の規定により使用許可の変更を承認された場合で、既納使用料の額が変更後の使用料の額を超えるとき 既納使用料の額と変更後の使用料の額との差額

2 使用料の返還を受けようとする者は、宇城市文化ホール使用料返還許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第9条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく施設にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付け、文字などを書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (2) 許可なく危険、若しくは不潔な物品、又は動物（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 許可なく寄附金の募集又は物品の販売をしないこと。
- (5) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。

(係員の立入り)

第10条 使用者は、教育委員会から管理上係員の立入りを求められたときは、拒んではならない。

(損傷又は滅失の届出)

第11条 使用者は、施設又は設備備品等を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を記載し、宇城市文化ホール損傷（滅失）届（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

(物品販売等許可の申請)

第12条 施設内で物品を販売し、又は展示しようとする者は、宇城市文化ホール物品販売等許可申請書（様式第6号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(宇城市小川文化ホール条例施行規則の廃止)

2 宇城市小川文化ホール条例施行規則（平成17年宇城市教育委員会規則第45号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、宇城市松橋総合体育文化センター条例施行規則（平成17年宇城市教育委員会規則42号）及び宇城市小川文化ホール条例施行規則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月10日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月17日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

附属設備使用料

(1) 松橋文化ホール関連備品

(使用区分1回につき)

区分	品目	単位	使用料 (円)	摘要
文化ホール	音響反射板	1式	2,000	
	ホリゾン幕	1式	500	
	暗転幕	1式	500	
	バック幕	1式	500	
	スクリーン	1式	1,000	
	松羽目(ドロップ)	1式	1,000	
	開き足	1台	100	
	箱馬	1個	20	
	蹴込みパネル	1式	20	
	人形立て	1本	20	
	所作台	1式	4,000	
	平台	1台	100	
	金屏風	1双	700	
	鳥ノ子屏風	1双	700	
	国旗・市旗	1枚	200	
	雪籠	1個	200	
	地絣	1枚	400	
	紗幕	1張	500	
	長布団	1枚	100	
	緋毛せん	1枚	100	
	上敷	1枚	150	
	椅子(式典用・演奏用)	1脚	50	
	机(式典用)	1台	100	
	指揮者台	1台	200	
	指揮者用譜面台	1台	100	
	演奏者用譜面台	1台	50	
	テーブルクロス	1枚	100	
	コントラバス椅子	1脚	100	
	高所作業台	1台	500	
	バレエ用シート	1枚	300	
ステージ掛階段	1台	50		
演台(花台含む)	1台	500		

	司会者台	1台	200
	プログラムスタンド	1台	100
	仮設張出舞台	1式	1,500
照明器具	舞台フットライト	1式	400
	花道フットライト	1式	200
	天井反射板ライト	1式	1,500
	第一ボーダーライト	1列	500
	第二ボーダーライト	1列	500
	アッパーホリゾンライト	1列	1,000
	ロアーホリゾンライト	1列	1,000
	プロセミアムサスペンションライト	1列	1,000
	第一サスペンションライト	1列	1,000
	第二サスペンションライト	1列	1,000
	第三サスペンションライト	1列	1,000
	シーリングライト	1列	1,000
	サイドフロントライト	1式	1,500
	スポットライト (1.5kw)	1台	250
	スポットライト (1kw)	1台	200
	スポットライト (0.575kw)	1台	150
	スポットライト (0.5kw)	1台	100
	センターピンスポットライト (2kw)	1台	1,000
	ストロボスコープ	1台	400
	ストリップライト	1台	200
	エフェクトマシン	1台	500
	先玉	1個	200
	ミラーボール	1台	800
照明スタンド・ベース	1台	100	
スモークマシン	1台	1,000	
音響器具	拡声装置	1式	1,000
	移動用音響調整卓	1台	500
	コンデンサーマイクロホン	1本	500
	ダイナミックマイクロホン	1本	300
	ワイヤレスマイクロホン	1本	500
	三点吊りマイク	1式	1,000
	ステージスピーカー	1式	500
	カセットデッキ	1台	500

	DATデッキ	1台	500	
	ビデオデッキ	1台	500	
	CDプレイヤー	1台	500	
	MDデッキ	1台	500	
	エフェクター	1台	300	
	マイクスタンド	1本	100	
その他	ピアノ (フルコン)	1台	4,000	
	OHP (移動式スクリーン込)	1台	500	
	持込み機器	1kw	200	
	プロジェクター	1式	2,000	
その他の施設	視聴覚機器 (ワイヤレスマイク・プロジェクター等)	1式	2,000	視聴覚室
	演台マイク	1式	500	視聴覚室
	移動テレビ	1式	500	視聴覚室
	ピアノ (アップライト)	1台	1,000	リハーサル室
	電子ピアノ	1台	500	練習室1
	持込み機器	1kw	200	

(2) 小川文化ホール関連備品

(使用区分1回につき)

区分	品目	単位	使用料 (円)	摘要
舞台器具	音響反射板	1式	1,000	
	Horizont幕	1式	300	
	暗転幕	1式	300	
	バック幕	1式	300	
	中割幕	1式	300	
	吊りバトン	1本	100	
	所作台	1式	2,000	
	平台	1枚	100	
	開き足	1台	50	
	箱足	1台	20	
	演台	1式	300	
	司会者台	1台	100	
	メクリ台	1台	100	
	松羽目 (ドロップ)	1式	500	
	金屏風	1双	300	

	指揮者台	1台	100	
	指揮者譜面台	1台	50	
	楽団員譜面台	1台	20	
	コントラバス用椅子	1脚	100	
	ホワイトボード	1台	50	
	緋毛せん	1枚	100	
	長布団	1枚	100	
	地緋(かすり)	1枚	300	
	人形たて	1本	20	
	上敷	1枚	150	
	バレエシート	1式	1,000	
	高座用座布団	1枚	50	
	花道用仮設鳥屋囲	1式	300	
照明器具	舞台フットライト	1列	300	
	花道用フットライト	1列	300	
	ボーダーライト	1列	300	
	アッパー水平ライト	1色	300	
	ローア水平ライト	1色	300	
	サイドフロントスポットライト	1台	100	
	シーリングスポットライト	1台	100	
	センターピンスポットライト	1台	500	
	スポットライト	1台	100	
	スタンド	1台	50	
	ベース	1台	20	
	照明効果器	1式	200	
	ミラーボール	1台	300	
	スモークマシン	1式	1,000	
	持込照明機器	1kw	200	
	音響器具	拡声装置	1式	500
カセットデッキ		1式	200	
CDプレーヤー		1式	200	
MDプレーヤー		1式	200	
DATデッキ		1式	200	
移動型ステージスピーカー		1台	300	
移動型はね返りスピーカー		1台	300	
センターカメラ		1式	200	

	コンデンサーマイク	1本	300	
	ダイナミックマイク	1本	200	
	ワイヤレスマイク	1本	200	
	マイクスタンド	1本	50	
	マルチケーブル	1本	50	
	拡声装置持込料	1kw	100	
その他	基本セット 照明：講演会用照明一式 音響：演台マイク1本、司会マイク1本、 カゲマイク1本 舞台：演台1台（花台含む）、司会者台 1台	1式	1,500	
	ピアノ（スタインウェイ）	1台	3,000	
	ピアノ（ヤマハ）	1台	500	
	シンセサイザー	1台	1,000	
	カラオケシステム	1式	1,000	
	16ミリ映写機	1台	1,000	
	35ミリ映写機	1台	2,000	
	ビデオプロジェクター	1式	1,000	
	OHP・スクリーン	1式	300	
	OHC	1式	300	
	持込み機器	1kw	200	
	長机	1台	50	
	スチール椅子	1台	20	

様式第1号(第2条関係)

年 月 日							
宇城市文化ホール使用許可申請書							
宇城市教育委員会 様							
次のとおり宇城市文化ホールを使用したいので申請します。							
申請者	住所	〒					
	氏名	TEL — —					
使用者 (主催者)	住所・所在地	〒					
	使用団体名	TEL — —					
	代表者氏名			会場責任者			
使用ホール名	<input type="checkbox"/> 松橋文化ホール <input type="checkbox"/> 小川文化ホール						
使用目的 催し物名						情報掲載 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分						
	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分						
	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分						
使用形態	日程	準備	練習	開場	開演	終演	
	月 日	:	:	:	:	:	
	月 日	:	:	:	:	:	
使用者数 観客予定数	使用者 観客	人	使用施設名			使用料	
入場料等徴収	<input type="checkbox"/> 無料	松橋・小川	<input type="checkbox"/> ホール	:	～	:	円
	<input type="checkbox"/> 営利行為無		<input type="checkbox"/> 舞台	:	～	:	円
	<input type="checkbox"/> 営利行為有		<input type="checkbox"/> ホワイエ	:	～	:	円
	<input type="checkbox"/> 有料(指定席・自由席)		<input type="checkbox"/> 楽屋1	:	～	:	円
	前売 円		<input type="checkbox"/> 楽屋2	:	～	:	円
当日 円	<input type="checkbox"/> 楽屋3	:	～	:	円		
許可申請 の行為	<input type="checkbox"/> 物品の販売	松橋のみ	<input type="checkbox"/> 楽屋4	:	～	:	円
	<input type="checkbox"/> 火気の使用		<input type="checkbox"/> 楽屋事務所	:	～	:	円
	<input type="checkbox"/> 寄附金の募集		<input type="checkbox"/> リハーサル室	:	～	:	円
	<input type="checkbox"/> 特別設備		<input type="checkbox"/> 視聴覚室	:	～	:	円
幼児室 (松橋)	<input type="checkbox"/> 使用する 責任者 TEL	人	<input type="checkbox"/> 練習室1	:	～	:	円
			<input type="checkbox"/> 練習室2	:	～	:	円
			<input type="checkbox"/> 和室	:	～	:	円
冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 使用する	:	～	:		円	
附属設備	<input type="checkbox"/> 使用する 設備名:					円	
	<input type="checkbox"/> 別紙						
許可番号	第	号	使用料金合計			円	
許可年月日	年	月 日					
許可条件	使用に際しては、関係条例、規則及びこれに基づく規定を遵守し指示に従うこと。						

附属設備使用料、冷暖房使用料は当日精算となります。(注) 太枠内は記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

(申請日) 年 月 日								
宇城市文化ホール使用許可書								
申請者 様				宇城市教育委員会				
次のとおり宇城市文化ホールの使用を許可します。								
申請者	住所	〒						
	氏名	TEL — —						
使用者 (主催者)	住所・所在地	〒						
	使用団体名	TEL — —						
	代表者氏名				会場責任者			
使用ホール名	<input type="checkbox"/> 松橋文化ホール <input type="checkbox"/> 小川文化ホール							
使用目的 催し物名						情報掲載	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
使用日時	年 月 日(曜日)		時 分	～	時 分			
	年 月 日(曜日)		時 分	～	時 分			
	年 月 日(曜日)		時 分	～	時 分			
使用形態	日程	準備	練習	開場	開演	終演	退館	
	月 日	:	:	:	:	:	:	
	月 日	:	:	:	:	:	:	
使用者数 観客予定数	使用者 観客	人	使用施設名				使用料	
入場料等徴収	<input type="checkbox"/> 無料	松橋・小川	<input type="checkbox"/> ホール	:	～	:	円	
	<input type="checkbox"/> 営利行為無		<input type="checkbox"/> 舞台	:	～	:	円	
	<input type="checkbox"/> 営利行為有		<input type="checkbox"/> ホワイエ	:	～	:	円	
	<input type="checkbox"/> 有料(指定席・自由席)		<input type="checkbox"/> 楽屋1	:	～	:	円	
	前売 円		<input type="checkbox"/> 楽屋2	:	～	:	円	
当日 円	<input type="checkbox"/> 楽屋3	:	～	:	円			
許可申請 の行為	<input type="checkbox"/> 物品の販売	松橋のみ	<input type="checkbox"/> 楽屋4	:	～	:	円	
	<input type="checkbox"/> 火気の使用		<input type="checkbox"/> 楽屋事務所	:	～	:	円	
	<input type="checkbox"/> 寄附金の募集		<input type="checkbox"/> リハーサル室	:	～	:	円	
幼児室 (松橋)	<input type="checkbox"/> 使用する 責任者 TEL	松橋のみ	<input type="checkbox"/> 特別設備	<input type="checkbox"/> 視聴覚室	:	～	:	円
			<input type="checkbox"/> 使用する 名	<input type="checkbox"/> 練習室1	:	～	:	円
			TEL	<input type="checkbox"/> 練習室2	:	～	:	円
冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 使用する	:	～	:	<input type="checkbox"/> 和室	:	円	
附属設備	<input type="checkbox"/> 使用する 設備名:						円	
	<input type="checkbox"/> 別紙							
許可番号	第 号	使用料金合計				円		
許可年月日	年 月 日							
許可条件	使用に際しては、関係条例、規則及びこれに基づく規定を遵守し指示に従うこと。							

附属設備使用料、冷暖房使用料は当日精算となります。

様式第3号(第5条、第6条、第8条関係)

宇城市文化ホール使用(変更・取消・料金返還)許可申請書							
							年 月 日
宇城市教育委員会 様							
宇城市文化ホールの使用に関し、次のとおり許可・承認願います。							
申請者	住所・所在地						
	主催団体名		代表者氏名				
	申込者氏名		TEL — —				
使用ホール名		<input type="checkbox"/> 松橋文化ホール		<input type="checkbox"/> 小川文化ホール			
許可日・番号		年 月 日		第 号			
変更	施設名	変更前					
		変更後					
	使用日時	変更前		年 月 日(曜日)	時 分	～	時 分
		変更後		年 月 日(曜日)	時 分	～	時 分
附属設備	変更前						
	変更後						
取消	施設名						
	使用日時		年 月 日(曜日)	時 分	～	時 分	
変更・取消の理由							
使用料	施設	既納額	円	変更後	円	差額	円
	附属設備	既納額	円	変更後	円	差額	円
	計(返還額又は追加額)						円
摘要							
(注) 太枠内は記入しないでください。					許可番号第	号	
					許可日	年 月 日	

様式第4号(第5条、第6条、第8条関係)

宇城市文化ホール使用(変更・取消・料金返還)許可書								
(申請日) 年 月 日								
申請者 様				宇城市教育委員会				
宇城市文化ホールの使用に関し、次のとおり許可・承認します。								
申請者	住所・所在地							
	主催団体名		代表者氏名					
	申込者氏名		TEL — —					
使用ホール名			<input type="checkbox"/> 松橋文化ホール <input type="checkbox"/> 小川文化ホール					
許可日・番号			年 月 日 第 号					
変更	施設名	変更前						
		変更後						
	使用日時	変更前		年 月 日(曜日)		時 分～ 時 分		
		変更後		年 月 日(曜日)		時 分～ 時 分		
附属設備	変更前							
	変更後							
取消	施設名							
	使用日時		年 月 日(曜日)		時 分～ 時 分			
変更・取消の理由								
使用料	施設		既納額	円	変更後	円	差額	円
	附属設備		既納額	円	変更後	円	差額	円
	計(返還額又は追加額)							円
摘要								
						許可番号第	号	
						許可日	年 月 日	

様式第5号(第11条関係)

宇城市文化ホール損傷(滅失)届		年 月 日
宇城市教育委員会 様		住 所
		団体名
		代表者名
		申請者名
		TEL — —
次のとおり損傷(滅失)しましたのでお届けします。		
ホール名	<input type="checkbox"/> 松橋文化ホール <input type="checkbox"/> 小川文化ホール	
損傷・滅失の箇所	数量	損傷・(滅失)の内容
※宇城市文化ホール条例第13条 使用者は、使用者又は入場者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。		
処理		

(注) 太枠内は記入しないでください。

様式第6号(第12条関係)

宇城市文化ホール 物品販売等許可申請書	
宇城市教育委員会 様	年 月 日
	住 所 団体名 代表者名 申請者名 TEL — —
次のとおり、施設内で物品を販売・展示したいので許可くださるよう申請します。	
使用ホール名	<input type="checkbox"/> 松橋文化ホール <input type="checkbox"/> 小川文化ホール
販売・展示の 目的及び内容	
期 間	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
場 所	
そ の 他 の 参 考 事 項	
処理	

(注) 太枠内は記入しないでください。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条、第6条、第8条関係)

様式第4号 (第5条、第6条、第8条関係)

様式第5号 (第11条関係)

様式第6号 (第12条関係)